

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年2月5日

【照会先】

岩手労働局労働基準部監督課

監督課長 千田 成人

監察監督官 下村 健治

電話 019-604-3006

報道関係者 各位

県内建設業一斉監督指導の実施結果を公表します

～ 監督指導を実施した約6割の工事現場で法違反を確認 ～

1 岩手労働局（局長 ^{しらいし}白石 ^{よしはる}好春）では、積雪・凍結などにより労働災害の多発が懸念される冬季、特に年末年始における労働災害の防止に向け、「いわて年末年始無災害運動」期間中である令和7年12月1日から同月26日まで、県内7労働基準監督署が一斉に建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

77現場について監督指導を実施した結果、47現場（61.0%）について、労働安全衛生法違反を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

【結果の概要】（詳細は別添1のとおり）

1 監督指導実施現場数	<u>77現場</u>
2 法違反を認めた現場数	<u>47現場 違反率 61.0%</u>

- 2 県内建設業一斉監督指導の実施結果を受けて、発注機関・建設業関係団体（合計97団体）に対して、「建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について」要請しました（要請内容については別添2「要請書」参照。）。
- 3 建設工事現場に対しては、死亡労働災害や重篤な労働災害に至る危険性が高いため、引き続き、発注機関・団体とも連携しつつ、安全指導等を実施することとしています。

令和 7 年度 県内建設業一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施状況

県内の監督指導実施現場数（以下「監督現場数」という。）は 77 現場で、このうち何らかの労働安全衛生法違反を認めた現場数（以下「違反現場数」という。）は 47 現場であった。監督現場数に対する違反現場数の割合（以下「違反率」という。）は 61.0%であった。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等（以下「使用停止等」という。）の行政処分を行ったのは 11 現場であった。

なお、法違反ではないが、1 か月当たりの時間外・休日労働時間が、45 時間を超え 80 時間以内である現場が 2 現場、80 時間を超え 100 時間以内である現場及び 100 時間を超える現場は認められなかった。

<表 1 >

	監督現場数	違反現場数	使用停止等	違反率
合計	77	47	11	61.0%

2 項目別の違反状況

項目別の法違反では、「墜落防止措置（*1）」（31 現場、違反率 66.0%）、「元方事業者の講ずべき措置等（*2）」（31 現場、違反率 66.0%）が最も多くなっている。

以下、「注文者の措置（*3）」（21 現場、違反率 44.7%）、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置（*4）」（12 現場、違反率 25.5%）、「作業主任者の選任・職務（*5）」（4 現場、違反率 8.5%）の順となっている。

<表 2 >

項目別違反状況	違反現場数	違反率%
墜落防止措置	31	66.0
元方事業者の講ずべき措置等	31	66.0
注文者の措置	21	44.7
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	12	25.5
作業主任者の選任・職務	4	8.5

1 つの現場で複数の違反があるため、表 1 と表 2 の違反現場数の合計とは一致しない。

- *1 高さ 2 メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていないなど
- *2 関係請負人が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていないなど
- *3 関係請負人の労働者に使用させる原材料、設備等に必要な労働災害防止措置を行っていないなど
- *4 車両系建設機械（ドラグショベル）移動式クレーン等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある箇所に立入禁止措置等を講じていないなど
- *5 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていないなど

3 主な違反の態様

(1) 元方事業者、注文者の講ずべき措置等

建築工事現場において、関係請負人労働者に足場を使用させるに当たり、足場の2、3層目が一部手すり、筋交いが取り外された状態で作業しており、違反が生じている状況であるにもかかわらず、関係請負人に対して安全な作業を行う上で必要な措置を取っていなかったこと及び元方事業者として足場の点検記録を作成していなかったことから是正勧告した。

建設工事現場の作業において、元請及び関係請負人にて高所作業車及び車両系建設機械を用いて作業を行っていたが、当該機械に係る作業計画を作成しておらず、関係請負人に対し必要な指導を行っていなかったため是正勧告した。

(2) 墜落防止措置

建築工事現場の躯体内部の足場の2層目（高さ2メートル以上）において、一部に手すり及び中さんが設けられておらず、また、躯体と作業床との間隔が60センチ程度空いたことから作業停止措置及び変更措置を命令した。

建築工事現場の外部足場（くさび緊結式足場で高さ2メートル以上）について、一部に幅木が設けられておらず、作業床の幅が40センチ未満の箇所があったため是正勧告した。さらに、躯体内部に高さ2メートル以上の開口部が設けられており、墜落防止措置が全く講じられていなかったが、その場で手すりの中さんを設置させ是正を確認した。（是正済で是正勧告）また、足場の作業を行うに際して、その日の作業開始前に点検者を指名し、墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無について点検させていなかったことから併せて是正勧告した。

(3) 車両系建設機械等に係る災害防止措置

車両系建設機械を用いて作業するに当たり、主たる用途以外の使用を確認し、また、当該車両の自主点検や運転経路等が示された作業計画を作成していなかったことから併せて是正勧告した。（高所作業車の作業計画の未作成事案も同様にあった。）

車両系建設機械（クレーンモード付）を用いて荷の吊り上げ作業するに当たり、クレーンモードに変更せず、主たる用途以外に使用させ、かつ、ドラグショベルの旋回範囲内に作業員が入っていたため是正勧告した。

(4) 作業主任者の選任・職務

足場や木造建築等の作業主任者を選任していたが、当該作業主任者の氏名及び器具等の点検し不良品を取り除くなど安全作業指導等職務を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知していなかったことから是正勧告した。

(5) その他

移動はしごの転位防止や1.5メートルを超える場所へ昇降設備を安全に設置していなかったため是正勧告した。

アーク溶接を行う際に防じんマスクを使用させていなかったため是正勧告した。

作業箇所までに通じる安全通路を設けず、また、通路が有効な状態で保持していなかったことから是正勧告した。

(参考)

墜落制止用器具（安全帯）の使用状況

墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	40
胴ベルト型墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	16
フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	28

「胴ベルト型」と「フルハーネス型」の両方を使用する現場があるため、合計は一致しない。

(写)

岩労発基0129第1号
令和8年1月29日

発注機関・建設業関係団体の長 殿

岩手労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について（要請）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、関係者の皆様方の御協力を得て建設業における労働災害の防止に取り組んでいるところですが、特に年末年始にかけては、慌ただしさに加えて積雪・凍結等の労働環境の悪化による労働災害の発生及び過重労働による健康障害の発生も懸念されることから、令和7年12月1日から同月26日までの間、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

その結果、監督指導を実施した77現場のうち47現場（61.0%）で何らかの労働安全衛生法違反が認められ、特に、重篤な労働災害につながりかねない墜落防止措置については31現場（66.0%）と高く、建設機械等との接触防止措置等の危険防止措置については12現場（25.5%）、作業主任者の選任・職務に係る法違反については4現場（8.5%）について違反が認められたところです。

また、墜落制止用器具（安全帯）を使用する40現場（胴ベルト型を併用している場合も含む）中、フルハーネス型の墜落制止用器具を導入している現場は28現場（70.0%）であり、一層の普及促進を図る必要があります。

なお、時間外労働が行われていた67現場については、ほとんどの現場において1か月当たり45時間以下となっている一方で、月45時間を超え80時間以下が2現場認められました。令和6年4月1日より建設業においても時間外労働の上限規制が適用されており、引続き労働時間対策を進めていくことが重要です。

つきましては、別紙1の「監督指導実施結果」及び別紙2の「建設工事現場における労働災害防止のための7項目の重点事項」について、あらゆる機会を捉えて関係事業者に周知いただくとともに、貴機関・団体が実施する安全衛生パトロールや研修会等の際、特に別紙2の内容を積極的に御指導くださいますようお願い申し上げます。

建設工事現場における労働災害防止のための7項目の重点事項

1 元方事業者、注文者の関係請負人に対する指導等の徹底

工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、工事現場において法令違反が生じないように関係請負人を適切に指導することにより、元方事業者と関係請負人が一体となって労働災害の防止を図ること。また、関係請負人労働者に使用させる足場等の設備については、墜落防止措置等が常に有効な状態で使用させるよう、点検・打合せ・指示・確認等元方事業者として講ずべき措置の徹底を図ること。

2 墜落防止措置の徹底

高さ2メートル以上の足場や作業床の端、開口部等については、手すりや囲いを設けるなど、墜落防止措置を徹底すること。特に、令和6年4月1日から本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用が義務付けられていること、また、足場の点検を行う際、事業者又は注文者が点検者を指名することが義務付けられたことを踏まえ適切に管理すること。なお、はしごや脚立については、安全な使用方法等を徹底すること。

さらに、墜落制止用器具を使用する作業においては、「フルハーネス型」の導入を推進するとともに、作業時はフックを確実に使用させること。

3 建設機械等による災害防止対策の徹底

車両系建設機械や移動式クレーン等を使用する場合には、あらかじめ現場の状況に適応した作業計画を作成し、当該作業計画に基づき作業を行うこと。また、「用途外使用の禁止」を徹底するとともに、作業者と建設機械等の接触防止措置などの基本的な安全対策を確実に講じること。

4 作業主任者の選任と職務の励行

作業主任者を選任すべき作業は危険有害性が高く労働災害防止のため特に管理を必要とする作業であることから、有資格者の中から作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその職務を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、「呼吸用保護具等の使用の監視」を行わせる等、その職務の確実な励行を徹底すること。

5 安全意識の高揚

労働災害を防止するためには、作業員一人ひとりが安全を優先した作業を徹底することが重要であることから、適切に安全衛生教育を実施するとともに、例えば「安全決意宣言」の活動を実施する等、作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ること。

6 過重労働による健康障害(過労死等)の防止

令和6年4月1日から適用されている時間外労働の上限規制を踏まえ、これまで以上に施工体制の効率化を進めるとともに、長時間労働を前提とした労働慣行の見直しや、適正な労働時間の把握、時間外・休日労働の削減、睡眠等十分な休息時間の確保、ノー残業デーの設定など、労働者の健康を守る取組を確実に推進すること。

(「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく「週休二日制」等を考慮した工期の設定など)

7 その他安全衛生対策の推進

冬季特有災害防止対策、転倒災害防止対策、化学物質等による健康障害防止対策など工事現場に応じた効果的な安全衛生対策の取組を推進すること。